

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。この通知については、児童入所施設における被措置児童等の虐待防止に向けた取組等所要の改正を予定しているので留意願いたい（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料2）。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべき」とされており、国として監査体制の強化等ケアの質の向上に向けた具体的な方針を検討しているので留意されたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を

求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

5. 雇用対策事業例（子育て支援分野関係）について

(1) 雇用対策事業例について

雇用情勢が急速に悪化しつつある中、事業を実施する地方公共団体等が、速やかに雇用創造支援にとりかかることができるよう、本年2月6日にその参考となるモデル事業として「雇用対策事業例」がとりまとめられ、内閣官房・内閣府より都道府県宛にお示ししているところ。

雇用創造支援については、各地方公共団体において地域の実情を踏まえ、取り組んでいただくものであるが、本事業例は、当局所管の子育て支援分野における一つのアイデアとして、お示ししているものであることから、取組に際して参考としていただければ幸いである。

いずれにせよ、地域における子育て支援に関し、関係部局とも連携しつつ、積極的に雇用創造支援に取り組んでいただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村にも積極的に働きかけていただくようお願いしたい。

(2) 子育て支援分野における雇用対策事業例について

近年、子育て支援サービスの需要の高まりとともに、こうした分野における雇用需要も高まっていることから、本分野を支える人材を確保するとともに、雇用された人材が可能な限りキャリアアップし、将来的にも本分野を支えていく人材となるような取組みが必要となっている。

そのため、子育て支援分野においては、雇用対策事業例として、以下のような事業を掲げている。(事業の番号は関連資料19(142頁)中の番号)

- ・ 保育所において補助業務に従事することで実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を確保する事業
 - ① 保育所雇用促進事業
- ・ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の相互援助に関する連絡調整を行う事業
 - ② 地域における多様な子育て支援促進事業
- ・ 多様な手法によるきめ細やかな子育て支援の拡充を図る事業
 - ③ 地域子育て支援雇用促進事業
 - ④ なじみの場所での預かり事業
 - ⑤ 出産・子育て応援ヘルパー事業
- ・ 多様な子育て支援を担う人材養成に資する事業
 - ⑥ 多様な子育て支援人材の養成研修事業
- ・ 経済的に困難にあつたり、育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援する事業
 - ⑦ 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
- ・ 児童虐待に係る防止対策・児童養護施設について、様々な場面における円滑な事業運営に資する事業
 - ⑧ 児童虐待防止協力員(応援員)確保事業
 - ⑨ 児童養護施設等の支援向上事業
- ・ 母子家庭の母等の就業等支援を促進するための事業
 - ⑩ 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

これらの積極的な活用も図りつつ、地域における子育て支援の拡充とともに、本分野における雇用機会の確保、人材育成に取り組んでいただくよう、お願いしたい。